

2019年5月9日

大阪府知事 吉村 洋文 様

障害児者の教育・福祉・医療等の拡充を求める要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
連絡先団体／障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22
大阪障害者センター内
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。
 - ①北河内地域、東大阪地域、南河内地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域に、小・中・高等部のある知的障害支援学校を緊急に設置してください。とりわけ、東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域、大阪市内地域への建設計画を早急に策定してください。
 - ②「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を抜本的に見直し、「約1400人増加」に対応できる新校整備計画を直ちに策定してください。
 - ③府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
 - ④学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修や、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育環境整備をおこなってください。
 - ⑤堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設計画を策定してください。また、堺地域への具体的な対策を早急に明らかにしてください。
 - ⑥泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。
 - ⑦交野支援学校四條畷校を小・中・高等部のある本校として整備してください。また、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。
 - ⑧支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないように文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するように要望してください。
 - ⑨同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。
 - ⑩トイレを子どもの実態に合わせて改善・整備し、老朽箇所の改修を計画的に行ってください。
 - ⑪冷暖房を適切に使用できるよう、すべての府立支援学校に必要な光熱水費予算を配当してください。
 - ⑫教育活動に支障が生じないよう、必要な教職員の旅費予算を確保してください。
 - ⑬府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。
2. 後期中等教育を拡充してください。
 - ①支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。また、入学者選抜制の高等

支援学校の進路の実態を明らかにしてください。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。(文書回答)

イ) すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。(文書回答)

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。

エ) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。

③支援学校高等部に希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

④(欠番・項目重複のため削除)

⑤知的障害支援学校高等部における職業教育偏重の押し付けをしないでください。

⑥「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。

3. 安全・安心で適正な通学時間・通学距離を保障してください。

①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行をしてください。

②適正規模の府立支援学校を各地域に建設するとともに、スクールバスを増車し、自宅から40分以内で通学できるようにしてください。なお、早急に60分を超える乗車時間を解消してください。当面暫定的な措置として、通学時間が1時間以上かかるコースのバスにはトイレを設置してください。

③医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。

④スクールバスを小型にして、自宅の近くから乗降できるように送迎ルートを改善してください。

⑤小型スクールバスの添乗員は、乗車する子どもの実態に合わせ、必要なコースは複数配置してください。

4. より豊かで安全な学校給食を子どもたちに保障してください。

①府立支援学校における学校給食調理業務の民間委託化はやめてください。

②府立支援学校の新たな民間委託化を中止し、民間委託化の是非について客観的・専門的な検証を行ってください。

③文部科学省「学校給食衛生管理の基準」にもとづいて、厨房の施設設備を抜本的に整備してください。

5. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障を充実してください。

①医療的ケアの必要な子どもたちが在籍する学校をはじめ、必要とされる府立支援学校においては、府独自に看護師を配置してください。希望する医療的ケアが必要な児童生徒が知的障害支援学校に入学できるようにしてください。

②府立支援学校の看護師については、正規の学校職員として独自に定数枠を設けて配置してください。当面、臨時技師(看護師)の賃金等の待遇改善を早急に行ってください。

③泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。

6. 旧大阪市立特別支援学校12校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」(2015.6.30要求大集会実行委員会対府交渉)という回答に基づいた条件整備をおこなってください。また、「教育条件を低下させない」と強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。

①中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校の「早期教育」及び寄宿舎教育を継続・発展させてください。

②中央聴覚支援学校寄宿舎の改修・増築を行ってください。

③光陽支援学校病弱部門(通学籍)を継続、発展させてください。(文書回答)

④肢体不自由校において、実態に見合った教員(「実習助手」を含む)の配置を行ってください。(文

書回答)

⑤大阪市が実施している、医療的ケアの必要な児童生徒の通学保障（看護師付きタクシーの利用）を維持するとともに、今年度から実施している医療的ケア通学支援事業の対象を通学籍児童生徒にもひろげ、抜本的に拡充させてください。

⑥歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派遣を復活させてください。(文書回答)

⑦学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してください。(文書回答)

7. 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

①障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。聾学校（聴覚支援学校）では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。

②聾学校（聴覚支援学校）においては、聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。

③聾学校（聴覚支援学校）のスポーツ（クラブ）活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、スポーツ環境の強化を図ってください。

④0・1・2歳児の早期教育を大阪府教育委員会の独自事業として制度化してください。(大障教)(文書回答)

8. 聴覚、視覚支援学校以外の大阪府立支援学校高等部にも、希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。

①府立支援学校新設時には高等部に専攻科を整備してください。高等部に専攻科を設置するよう、国に教育環境の整備や教育年限の延長を行うよう働きかけてください。

②福祉型専攻科や卒後の学びの場の実態を大阪府教育庁として把握するとともに、高等部卒業後の移行期の支援教育の意義と生涯学習のあり方、働きつづけるための支援のあり方について研究を行ってください。

③福祉型専攻科や卒後の学びの場の存在と役割が、すべての府立支援学校の生徒・保護者に広くいきわたるよう、大阪府教育庁として支援学校への指導・助言を行ってください。また、府民への情報提供を行ってください。

④「おおさか学びの場交流会」（交流会では、福祉型専攻科生の発表・支援学校高等部生との交流セミナー・保護者や教員への情報提供・青年期教育の実践交流などを実施）を、大阪府教育庁として後援してください。

⑤高等支援学校卒業生の学びの場や働く場・くらしの場に関する進路実態を調査・公表し、進路支援や移行支援、定着支援などの教育課題を明らかにしてください。

9. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。

①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ア) 学級編制基準が同じ複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文部科学省に要望してください。

イ) 障害児学級の編制基準の改善を文部科学省に要望するとともに、府独自でも改善し、1学級の定数を大幅に引き下げてください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

- オ) 同一種別で在籍予定者が9名の場合は、2学級設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。もしくは、年度途中の児童・生徒の増加に対して、新設・増学級をおこない、必要に応じた教員配置をおこなってください。
- ②施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。
- ③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。
- ア) 教員採用選考に障害児学級採用枠を設けてください。
- イ) 希望する場合は障害児学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会に働きかけてください。
- ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。
- エ) 交流人事で支援学校から小中学校に移動する場合、支援学級担任として専門性を発揮できるよう市町村教育委員会・学校長に働きかけてください。
- オ) 支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。
- カ) 代替教員をプールする等、病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員の欠員不補充をなくしてください。
- ④学校教育法施行令が一部改正されましたが、子どもたちに保障されるべき教育課程や教育条件が変わったわけではありません。支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。
- ⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものせず、『発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。
- ⑥障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。
- ⑦政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。
- ⑧中学校の支援学級について、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育が受けられるように学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
10. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、30人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ①30人以下学級の実現、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。
- ②通級指導教室を全ての小中学校及びすべての特別支援学校に設置してください。発達障害に起因する不登校の児童生徒が居場所として通級指導教室に通えるよう柔軟な対応を行ってください。
- ③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進めていくことができる基盤を作ってください。
- ④地域に根ざした「適正規模・適正配置」の障害児学校を増設してください。地域のセンター的役割を果たすために必要な人員配置をおこなってください。
- ⑤チャレンジテスト、学力調査等、競争をあおるような教育をやめ、これまで通常の学級で学ぶことができていた障害のある子どもたちが、通常の学級から排除されている状況を改めてください。
- ⑥支援学級を、支援学級在籍者や特別な支援の必要な児童・生徒が、居場所（「落ち着きを取り戻すための空間」小学校施設整備指針）として常時活用できるようにしてください。
11. 「発達保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助をしてください。
12. 府立支援学校高等部卒業後の就労（福祉的就労含む）に当たっては、本人・保護者の了解を得て、

「個別の移行支援計画」などを通じて、学校から進路先への情報提供が行われるように指導・助言してください。

- 1 3. 学校を卒業した後の障害のある人たちが平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮）の設置や補助制度を検討してください。また障害のある18歳以降の方の余暇活動支援や生涯学習支援に対応する担当窓口を設けてください。

<放課後保障>

- 1 4. 放課後等デイサービスについて以下の施策を講じてください。
 - ①徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるよう、国に働きかけるとともに大阪府としても対策を講じてください。
 - ②送迎中も療育時間として認めるよう国に働きかけるとともに、大阪府独自としても対策を講じてください。
 - ③事業所運営が安定して行えるよう報酬を月額払いとするよう国に求めてください。基本報酬を充実して、事務負担の増大させる加算報酬に頼らざるを得ない状況を改めるよう国に求めてください。支援内容に大きな影響を与えている「区分」をあらためるよう国に働きかけてください。
 - ④保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、府としても対策を講じてください。
- 1 5. 学校と事業所が必要な連携を図るため、支援学校及び、市町村立の学校が事業所に行事予定表等を配布すること、個別支援計画が示す支援の内容を共有するための懇談等への参加を保障することなど、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき文書で通知する等、具体的な手立てを講じるよう各校を指導してください。
- 1 6. 障害児が安心して利用できるプールやアスレチックを備えた施設を整備してください。各地域の既存の施設が障害児・者も利用しやすいものとなるよう関係先に働きかけてください。また、学校のプール・体育館を開放して、一般利用できるようにしてください。

<医療>

- 1 7. 重度障害者医療費助成制度を抜本的に拡充してください。
 - ①一医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。
 - ②精神病床への入院について、制度の対象にしてください。
 - ③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
 - ④2018年4月の制度改定が障害児者・高齢の暮らしに及ぼす影響について実態を調査してください。
- 1 8. 障害児者のインフルエンザ予防接種費用の補助を行ってください。
- 1 9. 障害者が入院する際に個室利用を求められる場合の負担軽減制度（補助制度）を創設してください。
- 2 0. 障害の特性を踏まえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。
- 2 1. 公立病院に「てんかん外来」が設置されるよう、府として特段の措置を講じてください。
- 2 2. 医療機関において、聴覚障害者（ろうあ高齢者等）が安心して治療・入院が受けられるよう、府下の各医療機関（民間）に手話通訳者の設置、手話ができる看護師、相談員などが配置できるよう働きかけてください。
- 2 3. 言語障害や筋緊張の強い脳性麻痺の人などコミュニケーションに配慮が必要な人は、診察時間・治療時間が長時間に及ぶことが多く医療機関の負担となっています。これらの人を診療した際に加算等が行われるよう国に要望してください。また国の対応が行われるまでの間、府として何らかの措置を講じるよう検討してください。
- 2 4. 障害者の二次障害に対応できる体制を整備してください。
 - ①脳性麻痺やポリオ、脊髄損傷や頸髄損傷等の中途障害などの障害別に、成人期の健康実態や機能低下などの二次障害の具体的な症状の実態を把握するため、在宅・福祉的就労・一般就労などの社会環境別に分けた実態調査を実施してください。
 - ②幼少期や学齢期から自らの障害を正しくとらえ、二次障害への知識等が獲得できるよう学校や公的機関から、当事者や家族などに指導（アドバイス）できる体制を整備してください。
 - ③適切な時期に適切な治療が受けられるよう、教育・医療・福祉・就労が連携した総合的な二次障害

対策を制度として構築してください。

- ④脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、福祉部・健康医療部が連携して手立てを講じてください。また各医療機関の二次障害に関する対応実績を調査して、当事者や家族、関係者に情報提供をしてください。

- 2 5. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

<就労>

- 2 6. (欠番・別途対応のため削除)

- 2 7. 「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

- 2 8. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす、晴眼者養成施設の新設・定員増について認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園（北区中津）のあん摩科新設申請については、引き続きあはき法19条の主旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。

- 2 9. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを厳正に行ってください。(文書回答)

- 3 0. 柔道整復師による医療保険の「カラ請求」、「水増し請求」、「ふりかえ請求」などの不正請求に関する実態把握に努め、法の遵守を求めてください。また、奈良県橿原市の事例を参考にしながら、大阪府においても市町村が柔道整復師に対して効能の広告をしないよう調査指導できるようにするため、柔道整復、鍼灸、マッサージを取り扱う施術所の開設等の事務権限の移譲について検討してください。

<交通・まちづくり・防災>

- 3 1. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国に強く働きかけてください。

- 3 2. 2025年の大阪万博において、障害者権利条約の第9条「アクセシビリティ」を保障してください。1970年に実施した大阪万博では、総合受付で手話言語対応を行いました。あらゆる展示やブースで、「話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること」のハードルを無くし、手話言語の対応や視聴覚情報をもれなく保障してください。

- 3 3. 当事者の声をしっかりと聞いて府下全域のバリアフリー化を促進してください。

- ①整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定し、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。

- ②障害者がよく利用する公共施設や、そこへのアクセス（経路）について、車椅子等でも安心して通行できるよう整備してください。

- ③銀行でのATMや駅員呼び出しボタンなどは上肢障害者には利用できません。当事者の声をきき上肢障害者も利用できるものが普及するよう、大阪府として対策を講じてください。

- ④「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」8 便所（政令第14条 条例第18条）について、「高齢者、障がい者、妊産婦等すべての人が利用しやすいよう配慮する」の配慮対象者のなかに性的マイノリティもふくめ、男女別ではない「だれでもトイレ」の整備を奨励してください。

- 3 4. タクシー料金補助制度について、月利用回数やリフトタクシー補助等市町村格差をできるだけなくす手立てを大阪府として講じてください。また、リフトタクシー補助制度を市町村と協力して創設してください。

- 3 5. 障害者が安心して入居できる、バリアフリー住宅を計画的に整備してください。

- ①バリアフリー府営住宅を交通の便の良いところに建設してください。

- ②障害者住宅改造費助成を増額し、複数回助成が受けられることを周知徹底してください。全市町村に対し、この制度を使いやすいものとして実施するよう働きかけてください。

- 3 6. 大阪メトロが2025年度を目途にホーム可動柵の全駅設置を発表したことを受け、大阪府として以下のことを行ってください。

- ①ホーム可動柵の設置状況を大阪府として調査し、障害者も加えた研究会などの場を設けて更なる設置促進を図ってください。

- ②各鉄道事業者に対してホーム可動柵の設置をはたらきかけてください。また、鉄道事業者から可動柵設置の意向が示された場合の大阪府としての対応方針を示してください。(文書回答)

- 3 7. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に

整備され、市町村が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪府として必要な措置を講じてください。また、福祉避難所を整備するよう市町村に引き働きかけてください。

①避難所には障害者担当の係員や相談員が配置できるようにしてください。

②障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所（ホテルなどを含む）の設備が進むよう関係先に働きかけてください。

38. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。また、視覚障害者が投票する際、文字が書けないなどの理由で代筆（代理投票）をお願いした際に、係員立会いのもとで本人の同伴者による代筆投票を認めてください。

<障害福祉制度>

39. 障害者の地域生活を拡充するための、大阪府の将来ビジョンを示してください。

①親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査し、早期にその解消を図ってください。

②障害者が安心して暮らせる入所施設やグループホーム等の社会資源の拡充を国に要請するとともに、大阪府としての整備計画を作成してください。

③「地域生活支援拠点機能」の整備が進むよう、以下の手立てを講じてください。

ア) 地域の実態を調査し市町村を支援してください。

イ) 大阪府としての整備計画を作成してください。

ウ) 地域の社会資源を組み合わせるため、大阪府として広域的なコーディネート体制を整備してください。

エ) 緊急時の対応等の困難に対応できる支援者を身近な地域に配備するために、一定規模の入所施設が、地域生活支援の中核的役割を果たすことができるよう体制を整備してください。

40. グループホーム制度を拡充してください。

①週末の帰省や病気等で利用者がいない場合でも職員の配置は必要です。日割り実績払いの報酬ではなく月額報酬にするとともに基本報酬を引き上げるよう国に働きかけてください。

②高齢化・重度化に伴い、平日・休日問わずグループホームでは日中支援が必要です。現行の限定的な「日中支援加算」を改め、グループホームで行った全ての日中支援が加算対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

③グループホームで暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置への補助を行ってください。通院介助について、月2回上限や慢性疾患の定期通院を要件とするなどの制約をなくすよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

④重度障害者に対する適切な支援を提供するため、大阪府独自の補助制度を創設してください。また重度支援加算について、行動関連項目が10点以上であれば区分4以上から対象とするよう国に働きかけてください。

⑤グループホーム内でのヘルパー利用について、利用者に専門的な介護が提供できることや、支援についての客観的検証が行えるなどの利点があることから、必要な人には3年を超えて利用できるようにしてください。

⑥新たに設けられた「日中サービス支援型グループホーム」について、夜間支援の評価が低く報酬が少ないため重度障害者に十分対応できません。報酬の増額とあわせ、軽度障害者も利用出来るよう国に働きかけてください。また、「日中サービス支援型グループホーム」以外のグループホームにも、「看護師配置加算」を拡大するよう国に働きかけてください。

⑦大阪府としてグループホーム職員確保のための特別な対策を講じてください。大阪府関連職員の退職者にグループホームへの再就職の斡旋を行ってください。

⑧グループホーム開設のための土地購入・建設補助や大幅改修費に、大阪府独自に補助を行ってください。また、開設に際して地域の協力が得られるよう、市町村が積極的に関与するよう指導してください。

41. 大阪府下に入所施設を整備してください。

①入所施設の報酬を引き上げるよう国に働きかけてください。

②入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを必要とする障害者を受けとめるくら

しの場合を大阪府の責任で整備してください。また、看護師配置を行うための補助制度を創設してください。

③必要な夜間体制を整えることができるよう、加齢や重度化の実態に合わせた補助制度を創設してください。

④重度化・高齢化に対応した設備改善への補助制度を創設してください。

⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院した際に必要な支援が行えるよう、職員配置の拡充を国に求めるとともに、大阪府として独自の補助制度を創設してください。

⑥こんごう福祉センターしいのき寮・すぎのき寮の新施設建設を進めてください。

ア) 現在の作業の進捗状況、入所者定員をどのようにしていくのかについて教えてください。

イ) 新施設は、居室を個室とし、面会室やクールダウン部屋、プレイルーム室を整備してください。

4 2. 医療的ケアが必要な人への短期入所の不足を解消するため、大阪府として必要な対策を講じてください。

4 3. 北摂地域に療養介護施設（旧重症心身障害児者施設）を整備してください。

4 4. 特定行為（経管栄養・痰吸引）が制度化されていますが、基本研修と実地研修を受けた以降、フォローアップ等が実施されていません。ヘルパー事業所にとって、一人2～3万円の研修費用は大きな負担です。研修費用助成、その後の研修の充実等、大阪府の独自施策を講じてください。（文書回答）

4 5. 障害者優先調達推進法における2018年度の大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また府下市町村において取り扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

4 6. 居宅介護施策を拡充してください。

①居宅介護事業所の慢性的ヘルパー不足を解消するため、報酬単価の引き上げを国に強く働きかけるとともに、大阪府として対策を講じてください。

②ヘルパーが専門性を高める研修を受けることができるよう、大阪府として研修機会の確保等の手立てを講じてください。（文書回答）

③ヘルパー派遣時の宿泊費や交通費などの利用者負担について、大阪府として軽減措置を講じてください。

④ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。

ア) 居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援などに利用できるようにしてください。また、通院介助時に院内介助を制限することのないようにしてください。

イ) 入院時の買い物や洗濯など生活上の支援や、普段から慣れた者しか行なえない身体介護等は、医師の要請でヘルパーが行なえるようにしてください。また、退院が間近となった馴染みの外出や自宅への一時帰宅を支援するためにヘルパーを利用できるようにしてください。

ウ) 大掃除（換気扇掃除・クーラー掃除・蛍光灯掃除等）や自治会活動での援助、パソコン入力作業援助などの支援をホームヘルパーの仕事として認めてください。

⑤重度訪問介護を介護保険にはない障害福祉サービス固有のものとして位置付けてください。また、利用制限をなくし通学、通勤・就労時、入院、外泊、運転介助等にも利用できるようにしてください。

⑥重度訪問介護の入院先への訪問は「ニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援」を行うためとされていますが、当事者が入院中も安心して生活できるよう、水分補給・ナースコール・寝返り、テレビやスマホ等の操作の補助などの見守り等、柔軟な支援ができるようにしてください。

⑦移動支援事業を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。ろう重複障害者は介添人なしでは通学・通所できないことも十分踏まえてください。

⑧移動支援や通院介助の回数・提供時間の地域格差をなくすため、大阪府として市町村のサービス提供状況調査をし、改善に向けた必要な手立てを講じてください。

⑨入院時コミュニケーション支援の制度を利用しやすくする為に、対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解を得られるように制度の徹底を図ってください。

4 7. 補装具・日常生活用具について以下の改善を図ってください。

①電動車いすの支給判定は、本人や家族の要望（詳細な生活実態や思いなど）を最大限尊重してください。支給判定を初対面の見知らぬ判定官一人に任せず、OT、PTなどの専門家や本人の生活状況をよく知っている人たちの意見も聞いた上で行うようにしてください。

- ②補装具の作成・修理については、部品代だけではなく人件費や出張旅費、運送費やメンテナンス費等も含め、作成や修理にかかる費用すべてを対象にしてください。また、購入価格が補助基準よりも高くなった場合、その差額分を補てんする制度を作ってください。
- ③補装具・日常生活用具は個々のニーズ・要望に応じて柔軟に支給してください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に進めるようにしてください。
- ④補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」を各地域に整備してください。補装具センターは当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズや要望に応えられる体制を確保してください。

4 8. 相談支援事業を拡充してください。

- ①相談支援事業は、相談支援専門員 1 人あたりの標準担当件数やモニタリング標準期間の改訂と報酬の適用がされ、昨年度以上に相談やモニタリング件数が増えています。一方で計画相談が事業化されて以降「なんでも相談に」という風潮もあり、少人数職場である相談支援事業所の職員一人ひとりの負担は大きくなっています。この問題を改善するために、報酬の大幅な引き上げを国に要望するとともに府独自の補助金の予算化などを行い、運営の安定化を図ってください。
- ②相談支援専門員の初任者研修や現任研修について、受講を希望しても定員充足のため受講できないことがあります。希望する人がすべて研修を受講できるよう初任者研修や現任研修を大幅に増やしてください。また、初任者研修においては、研修修了後に相談支援専門員の業務に就く予定のある人を、現任研修において現に相談支援専門員の業務に就いている人を優先して受講できるようにしてください。

4 9. 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないように独自の上乗せ補助や通所費用への支援、家賃補助等の各種施策を講じてください。(文書回答)

5 0. 中途障害者への支援を拡充してください。

- ①高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。
- ②高次脳機能障害者を含む中途障害者を支援する事業者が、定期的集まり情報の共有・交換ができる場を府が主体となり設定するなど、ネットワークの構築をはかってください。
- ③高次脳機能障害者を含む中途障害者の「生活のしづらさ」についての実態把握をすすめてください。

5 1. 障害福祉サービスの府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等）を明らかにしてください。指導内容について市町村間で格差が生じないようにしてください。(文書回答)

5 2. 社会福祉法改正に伴い、国から様々な通知・事務連絡が発出されています。それらの情報にすぐアクセスできるよう、大阪府ホームページの充実を行ってください。(文書回答)

5 3. 障害福祉職場では慢性的な働き手不足が続いており事業継続が困難になっている事業所も増えています。福祉人材確保に向けて、大阪府としてどのような計画を持っているのかを教えてください。

5 4. 2021年度に改定される次期障害報酬について以下のことを国に要望してください。

- ①日払い方式から月額払い方式に改めること
- ②報酬体系に成果主義を持ち込まないこと
- ③食事提供体制加算を継続すること

<介護保険>

5 5. 介護保険優先原則を機械的に適用しないよう市町村を指導してください。

- ①介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害者福祉と介護保険制度を本人の希望に沿って選択して利用できるようにしてください。
- ②要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害者福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿って各市町村を指導するよう、国に求めてください。

- ③介護保険サービスの利用料について、住民税非課税世帯の無償化を実施してください。昨年4月から実施された「高齢障害者の新たな負担軽減措置」について、対象者や対象範囲を限定せず、介護保険を利用するすべての障害者を対象にするよう国に働きかけてください。
 - ④自治体が介護保険へ強制移行させる一つの要因（国による誘導策）となっている国庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすよう、大阪府として国に働きかけてください。
 - ⑤介護保険に移行することによる利用者負担増や、サービス内容の違いによる不利益を、介護保険に移行しない理由として認めるよう、関係先に働きかけてください。
 - ⑥いったん介護保険に移行した人でも、必要に応じて障害福祉サービスに戻ることができるようにしてください。
 - ⑦介護保険に移行することで不足するサービスを障害福祉サービスで上乘せするよう市町村を指導してください。市町村が独自に設定しているローカルルール（上乘せを認める対象者を限定したり時間数を誓約したりするなど）をなくし、希望する人に適切なサービスが提供されるよう市町村を指導してください。また、障害福祉にしかないサービス（行動援護や重度訪問介護・移動支援等）を申請した場合、きちんと給付されるよう市町村を指導してください。
 - ⑧ホームヘルパーの派遣時間を少なくとも1回2時間以上に延長できるよう国に働きかけてください。
 - ⑨視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援1・2と判定されます。こうしたことが改善されるまでの間、大阪府としてサービス上乘せを助成してください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村を指導してください。
56. 市町村からの入所相談の中で、単身者のケースが増えてきています。ご本人が医療機関にかかり、病状が重篤な場合は必ず家族・後見人等への説明と確認が必要になります。後見人等の支援が必要な方には市町申し立て等の方法も含めて迅速に対応するよう市町村に働きかけてください。
57. 「介護予防・日常生活支援総合事業」について、手話ができる職員の事業所への配置や同じ聴覚障害のある利用者集団の保障、ろう高齢者への介護保険サービスの対応状況を把握し、その改善を市町村に働きかけてください。介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる聴覚障害者への十分なコミュニケーションが保障されるよう市町村に働きかけてください。
58. 要介護1・2に該当する認知症の方々や、ろう高齢者も現状では、特例要件（入所指針）に合えば特別養護老人ホームへの入所が可能となっています。軽度な要介護度であっても独居や家族内・地域での孤立し、聴覚障害に配慮した適切な居宅サービスが受けられない実態にあるろう高齢者が、特別養護老人ホームに入居できるよう、現状の入所要件（原則、要介護3以上、特例入所の要件あり）の継続を国に働きかけてください。
59. 聴覚障害を持つ高齢者への適切な認定調査を行うために大阪府が実施した現任研修「聴覚障害者の理解と支援における留意点」の重要性を踏まえ、市町村の実施状況を把握して未実施の市町村が確実に実施するよう働きかけてください。各市町村で聴覚障害をもつ高齢者の理解、特性についての研修を実施して、認定調査時に活かすよう働きかけてください。
60. 「視覚・聴覚障害者支援体制加算」について、ろう高齢者が利用するショートステイ・デイサービス・ケアプランセンターも加算対象とするなど、その拡充を国に働きかけてください。
61. 聴覚障害者が利用できる事業所は地域にはありません。多大な交通費を負担し、遠方の「なかまの里」や「あいらぶ工房」や「ほくほく」の日中活動、短期入所を利用しています。大阪府として広域利用にならざるを得ない聴覚障害者に対する交通費補助制度を創設するとともに、市町村においても何らかの支援を行うよう求めてください。

<旧優生保護法被害者の救済>

62. 旧優生保護法における強制不妊手術に関わる実態について、大阪府として把握している実態を報告してください。また、いわゆる救済法の周知が被害を受けた方全てにいきわたるよう大阪府としての手立てを講じてください。